○北海道開発局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
宇登呂北海道開発局及び同局小樽開発建設部管内斜里郡斜里町字ウトロ東一条北一丁目一番地先から同町字ウトロ東一条北一丁目一番地先まで	後	二〇・〇メートル	一一二キロメートル	上り線
	前	一三・〇メートル	一一二キロメートル	
政泊北海道開発局及び同局小樽開発建設部管内古宇郡泊村字堀株一番地先から同村字堀株一番地先まで	後	二〇・〇メートル	一一二キロメートル	下り線
	前	一三・〇メートル	一一二キロメートル	
九地森国積丹岳から管林郡積丹町字大四知大字神威岳から同町字神威岳まで	後	九九・〇メートル	一一二キロメートル	上り線及び下り線
	前	五五・〇メートル	一一二キロメートル	
先林有丹道町三岳三岐石狩署管内	後	二〇・〇メートル	一一二キロメートル	上り線及び下り線
	前	一三・〇メートル	一一二キロメートル	

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
町北海道開発局及び同局小樽開発建設部管内古宇郡泊村字堀株一番地先から同村字堀株一番地先まで	後	二〇・〇メートル	一一二キロメートル	上り線
	前	一三・〇メートル	一一二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
町北海道開発局及び同局稚内開発建設部管内天塩郡幌延町字下沼六番一ヲタウス三三一番から同町字下沼六番一ヲタウス三三一番まで	後	二〇・〇メートル	一一二キロメートル	上り線
	前	一三・〇メートル	一一二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道富良野市東学田二区一一九五二番地内から同市三区一一九五二番地内まで	後	二〇・〇メートル	一一二キロメートル	上り線
	前	一三・〇メートル	一一二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○北海道開発局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	留萌市三泊町三四番一から同市三泊町三七番二五まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十七号	富良野市東学田二区一一九五二番地内から同市旭川	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

官　庁　報　告

官　庁　事　項

労働災害防止計画に関する公示

第12次労働災害防止計画を次のとおり定めたので、公示する。

平成25年3月8日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第12次労働災害防止計画

―誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために―

はじめに

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。かつて日本が高度経済成長期にあった昭和30年代後半から40年代前半には、年間6,000人を超える人が、業務上の災害によって尊い命を落とした。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

こうした悲劇を少しでも減らすため、国は昭和33年からこれまで11次にわたって「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和47年には労働災害の防止を目的とする「労働安全衛生法」を制定し、関係業界、専門家などと協力しながら、対策に取り組んできた。その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、現在に至ってもなお、仕事中の事故や急性中毒などで亡くなる人は年間1,000人を超えている。また、過重労働などを原因として脳・心臓疾患を発症し死亡したり（いわゆる「過労死」等）、仕事による強いストレスを原因として精神障害を発症し、自殺したとして労災認定される人は、合わせて200人近くに上っている。さらに、怪我を負ったり病気になり、４日以上仕事を休んだ人は、年間11万人に達している。

こうした状況の中、平成23年に発生した東日本大震災を受け、被災地の復興の加速、東京電力福島第一原子力発電所の事故等からの迅速な再生、事前防災・減災のための災害に強い国土づくりが政府の当面の最重要課題となっており、その円滑な実施を図るため、これらの取組に関連する労働災害防止に特に留意が必要である。

このような現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、５年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた新たな「労働災害防止計画」をここに定める。

1　計画のねらい

(1)　計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

(2)　計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

①　死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること

②　平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業４日以上の死傷者の数を15%以上減少させること